

山武市随意契約の公表に関する事務取扱要領を次のように定める。

令和6年11月29日

山武市長 松 下 浩 明

山武市訓令第16号

山武市随意契約の公表に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この訓令は、山武市が執行する随意契約に係る結果等の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表対象)

第2条 公表の対象は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定に基づく市の支出の原因となる物品役務等の随意契約とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものはこの訓令に基づく公表の対象外とする。

- (1) 予定価格が山武市財務規則（平成18年山武市規則第52号。以下「財務規則」という。）第146条第1項に定める額を超えないもの
- (2) 他の制度等により公表されるもの
- (3) 山武市情報公開条例（平成18年山武市条例第5号）第7条各号に規定する非開示情報に該当する情報が含まれるもの
- (4) 財務規則第151条第1項の規定により契約書の作成を省略したもの

(公表内容)

第3条 公表する内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 契約担当課等の名称
- (2) 契約の名称
- (3) 契約の相手方
- (4) 契約締結日
- (5) 契約金額
- (6) 随意契約の理由（根拠条項）
- (7) その他必要な事項

(公表方法等)

第4条 公表方法等は、次のとおりとする。

- (1) 公表は、ホームページに掲載することにより行うものとする。
- (2) 公表期間は、契約締結日の属する会計年度の翌会計年度が終了する日までとする。

附 則

この訓令は、令和6年12月1日から施行し、令和6年度分の予算の執行に係る契約から適用する。